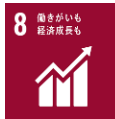


障害者雇用率（令和6年6月1日現在）について



報告事項
2024/7/16
総務部人事課

1. 障害者雇用率（法定雇用率）とは

「障害者の雇用の促進等に関する法律（雇用促進法）」により、全ての事業主（民間企業、官公庁問わず）は、**勤務する職員の一定割合（法定雇用率）以上の障がい者を任用することが義務付けられている。**

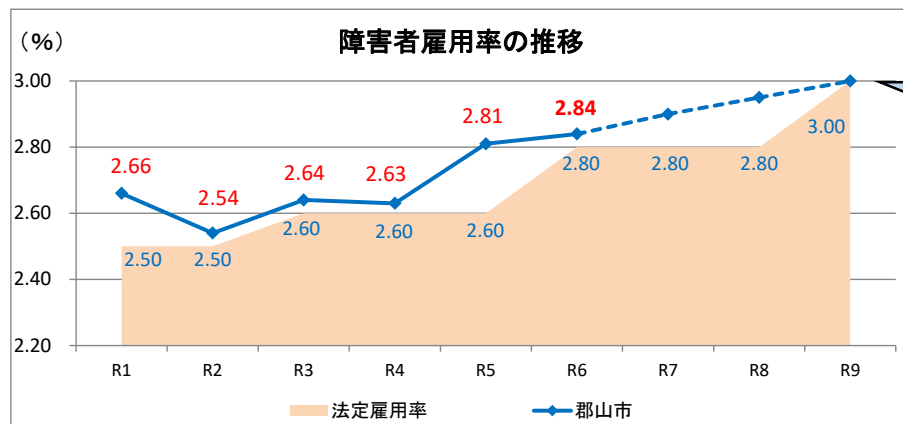
雇用促進法の改正により、令和6年度から障害者雇用率は段階的に引き上げられ、令和9年6月1日までには3.0%を満たす必要がある。

【法定雇用率】

	令和5年度	令和6年度～	令和9年度（6月1日）
国及び地方公共団体（民間企業）	2.6%（2.3%）	2.8%（2.5%）	3.0%（2.7%）

2. 本市の現状

令和6年6月1日現在 障害者雇用率：**2.84%**（障がい者数・・・身体障がい者54人、精神障がい者10人）
※会計年度任用職員含む



障害者雇用率を3.0%までアップさせるには、
あと**5人以上（会計年度任用職員なら10人）**の
障がい者を雇用する必要がある。

これまで障がい者を配置していなかった所属
へも配置していく必要性あり

3. 障がい者雇用を促進するために

- ・全職員が、障がいを持つ方への合理的配慮等に関する理解を深める。
- ・全所属にて、障がいを持つ方を受け入れ可能な環境づくり（ソフト・ハードの両面）を進める。